利府町熱中症予防休憩所「涼み処」募集要項

１　目的

　　本町では、熱中症による健康被害を防止し、町民の皆様の生命と健康を守るため、

町内の事業所に協力をいただき、空調が稼働している涼しい施設を無料開放し、町民の皆様に利用していただくことで、熱中症リスクの低減や予防につなげることを目的に、熱中症予防休憩所「涼み処」を設置する事業所を募集するもの。

２　実施内容

　　熱中症予防休憩所「涼み処」は、町民の皆様の休憩所として、次の内容を実施するもの。

　①空調の適切な管理を行う。（室温は概ね２８度以下）

　②休憩用の椅子やソファ等を設置する。

　　③施設の出入口等見やすい場所へ「涼み処」の案内表示をする。

④飲料購入場所又は無料での飲料水の提供の案内表示をする。

　　⑤その他、各事業所のアイディアで熱中症予防の取組をする。

３　応募資格

　　①利府町内の施設であること。

②自由に出入りが可能な施設であること。

③無料で休憩できるスペースの提供が可能であり、椅子等の設置により一定時間

涼むことができる施設であること。

４　運用期間

令和7年6月9日から令和7年9月30日までとする。

　　なお、運用することができる日及び時間帯は、各施設の実情に応じるものとする。

５　募集期間

　　随時受付

６　応募方法

　　別紙の参加申込書に必要事項を記載の上、持参・郵送・ファックス・電子メール等により、健康推進課健康総務係宛提出する。

７　周知方法

　　参加事業所は町ホームページ等により紹介するもの。

８　物資の配布、情報の提供

　　①利府町熱中症予防休憩所「涼み処」案内のポスターの配布

　　②熱中症予防に関する啓発資料の配布

　　③熱中症特別警戒アラート発表時の情報提供